

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（財政課）

### 一 趣旨

建築基準法等の一部改正等に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料等の額を定めるとともに、食品衛生法等の一部改正に伴い、飲食店営業許可手数料等の額を改定するための改正

### 二 内容

#### (一) 埼玉県手数料条例の一部改正

##### ア 手数料の新設

(例) 建築基準法の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料  
十六万円

##### イ 手数料の改定等

(例) 食品衛生法等の規定に基づく飲食店営業許可申請手数料（新規営業許可の場合）

現行	一万六千円
改正後	一万七千六百円

##### ウ 規定の整備

#### (二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

### 三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(一)ア及びイの一部は同年六月一日、二(一)及び(二)の一部は同年八月一日